

住居確保給付金 のご案内

< I 制度概要 >

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等により、
収入が減少して経済的に困窮されている方向け～

1 制度の拡充（令和2年4月30日改正）

休業・廃業などに伴う収入減少によって、離職や廃業等と同程度の状況になり、住居を失うおそれがある方に対しても一定期間、家賃相当額を支給できるよう拡充されました。

【支給対象者の拡大】

これまで「離職又は廃業した日から2年以内の方」が対象でしたが、要件が拡大して、これに加え「休業等によって収入が減少して**離職等**※
と同程度の状況にある方」も対象者になります。

※「離職等」とは、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらず減少し、離職または廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況をいいます。

2 対象者になる方

～ 以下のすべてに該当する方 ～

- 離職・廃業から2年以内またはやむを得ない休業等によって収入が減少して**離職等と同程度の状況**にある方
- **経済的に困窮して住居を喪失するおそれ**（住居喪失を含む）がある方
- 離職等の日に**主たる生計維持者**※であった方
 - ※その後離婚等によって、申請時に主たる生計維持者となっている場合を含む
- 申請月に世帯全員の**収入の合計**が基準以下である方
- 申請月に世帯全員の**預貯金・現金の合計**が基準以下である方
- 引き続き**求職活動**または**増収に向けた活動**を行う方
- **職業訓練受講給付金を受給していない方**（令和3年6月11日から令和5年3月31日まで特例措置あり）
- **生活保護を受給していない方**
- **暴力団員ではない方**
- 申請の際に**住居確保給付金申請時確認書の内容に誓約・同意**をする方

※「主たる生計維持者」とは、その世帯で最も収入があった方をいいます。

3 支給期間・支給方法

【支給期間】

●原則3か月

※支給期間中は月1回「求職活動状況報告書類」を区に提出してください。

※その後も支給要件に該当している場合は、**3か月を限度に2回まで延長・再延長が可能**です。（最大9か月）

【支給方法】

●収入が基準額以下の場合は、家賃のうち全部支給となります。

●収入が基準額を超える場合は、家賃のうち一部支給となります。

※支給額には、上限額があります。

※管理費・共益費・駐車場代等は、支給額に含まれません。

●支給が決定された後、家主等の口座に区が直接、支給額を振込みます。

※家賃と支給額の差は、支給決定を受けた方が直接、家主等に振り込んでください。

※家賃の支払方法を「クレジットカード払い」にしている方は、①「クレジットカードの支払い明細書」および「家賃の決裁額が引き落とされた通帳の写し」等が提出できること、②貸主等へ「クレジットカード払いであること」と「口座振替への変更可能性」について区から確認できることが必要となります。

4 受給するための要件

【基準額等一覧表】

世帯	①基準額 【月額】	②支給上限額 【月額】	③収入基準額 = ①基準額 + 実家賃額 ※実家賃額が「②支給上限額」以上の場合は下表の額	資産基準額 (預貯金・現金)
単身	84,000円	53,700円	137,700円	504,000円
2人	130,000円	64,000円	194,000円	780,000円
3人	172,000円	69,800円	241,800円	1,000,000円
4人	214,000円		283,800円	
5人	255,000円		324,800円	
6人	297,000円		372,000円	
7人	334,000円	83,800円	417,800円	

※世帯収入が「①基準額」以下の場合、支給額は実家賃額（上限は「②支給上限額」）になります。

※世帯収入が「①基準額」を超えた場合は、収入額と実家賃額に応じて支給額が変わります。

※世帯収入が「③収入基準額」以上の場合は、支給対象外になります。

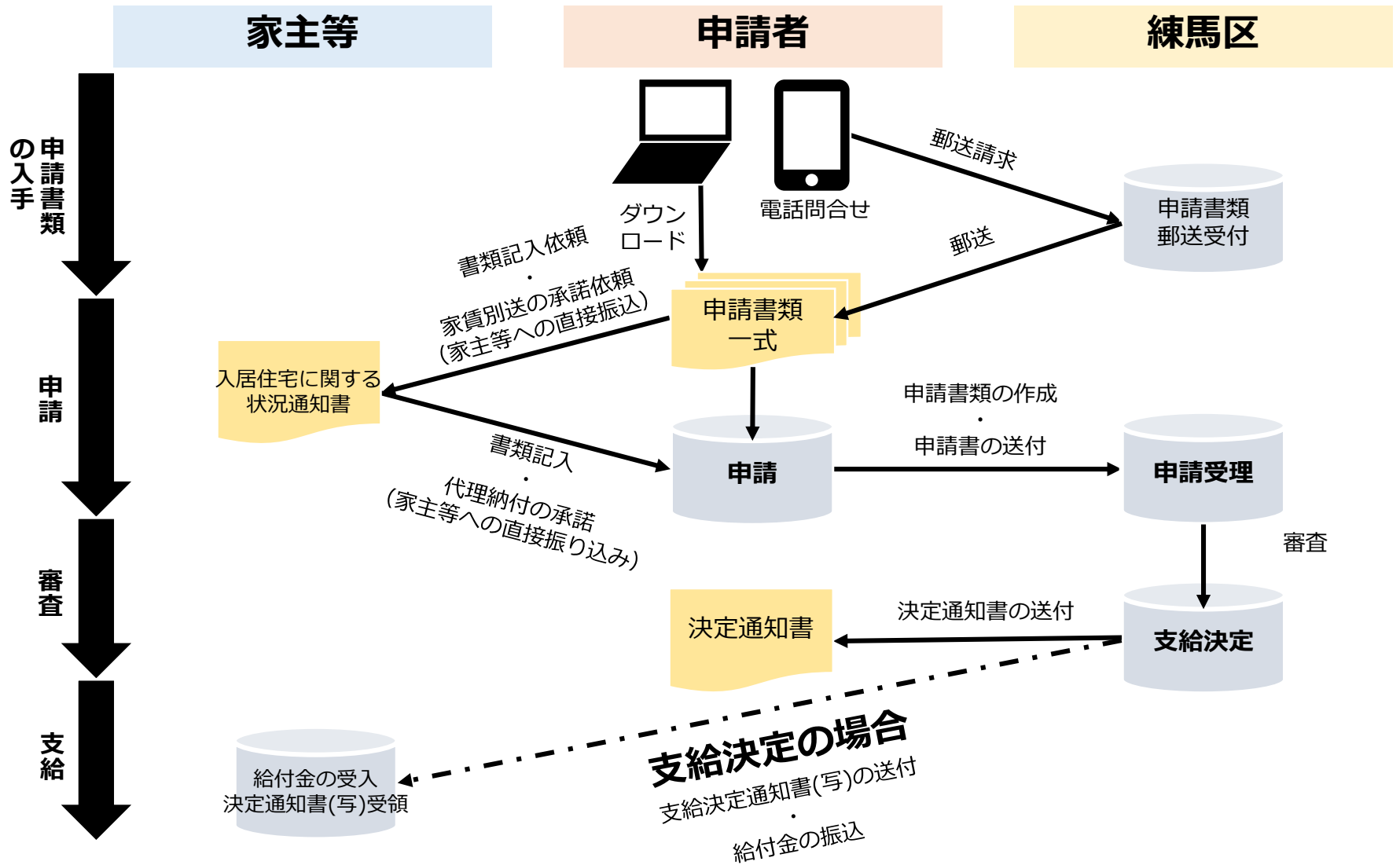
「実家賃額」が「②支給上限額」以上の場合、「③収入基準額」は表の金額となります。

「実家賃額」が「②支給上限額」未満の場合、「③収入基準額」 = 「①基準額」 + 「実家賃額」です。

なお、実家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などに関する「給付金」や「貸付金」は「収入」や「資産」に含みません。

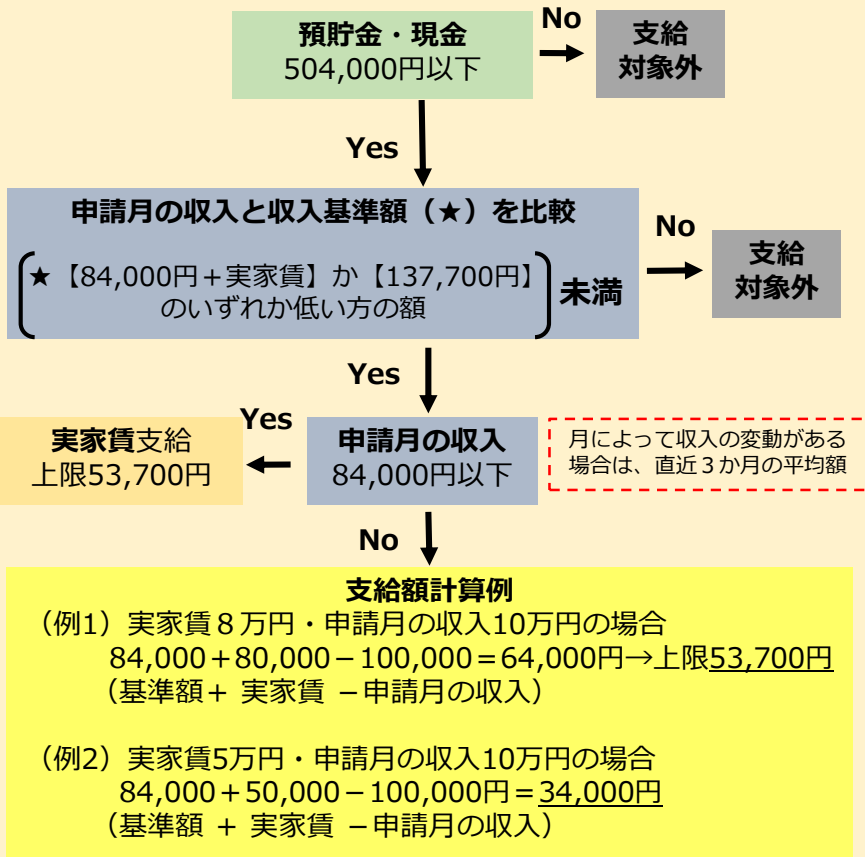
◎ 住居確保給付金の支給までの流れ



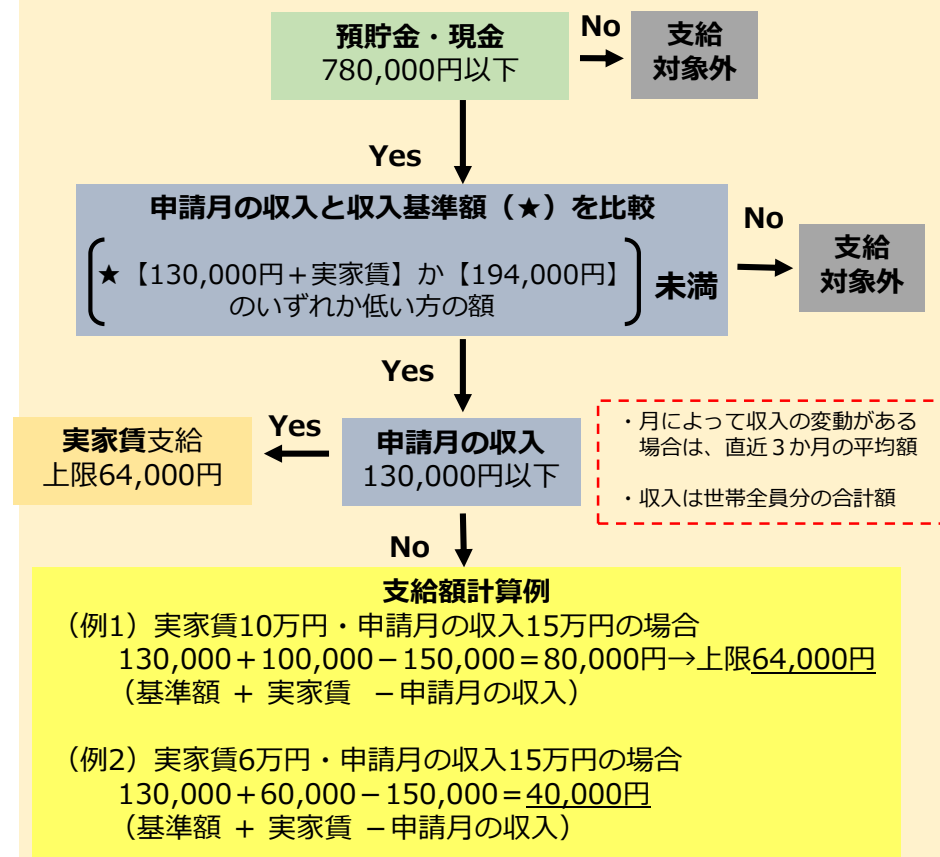
◎ 支給額計算例

※令和2年7月から計算方法が変更となりました。

単身世帯の場合（基準額84,000円）



二世帯の場合（基準額130,000円）



※支給額は、家主等に振り込みます。

※実家賃には、共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

※就労収入や公的給付（雇用保険の失業給付、児童扶養手当・児童手当等各種手当、公的年金）、親族からの継続的な仕送りは収入として算定されます。給与収入の場合は、社会保険料等控除前の総支給額から通勤手当を除いたもので、手取り額ではありません。

自営業の場合は、売上から経費を引いた額です。

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などに関する「給付金」や「貸付金」は、「収入」や「資産」に含みません。